

## ロンドンでの仲裁 – 長引く FRONT COMOR 号事件

*London arbitration – The FRONT COMOR case rumbles on*

FRONT COMOR 号の船主は、ロンドン仲裁条項に従って自らの立場を守ろうとしています。

FRONT COMOR 号事件<sup>1</sup>が発生して以来約 12 年が経ちますが、今もなお、弁護士、仲裁人、裁判官はその処理に追われています。Gard News の過去の記事<sup>2</sup>において、仲裁手続をサボートするための訴訟差止命令は欧州連合内では認められないとする法務官の意見を認めた、欧州連合司法裁判所の決定について解説を行いました。今回の記事は、船主と用船者である Erg Petrol SpA (Erg) との間で締結された用船契約のロンドン仲裁条項に従って、船主と保険会社が自らの立場を守るために取った措置に目を向けたものです。

### 背景

用船契約のロンドン仲裁条項に基づいて、Erg の主張が仲裁に委ねられたことが思い出されます。Erg の保険会社がシチリア島の裁判所で船主を提訴したのは仲裁手続が始まった後のことでした。それでも仲裁は継続し、2008 年 11 月に、ロンドンの仲裁廷は仲裁判断を出しました。ロンドンの仲裁廷は、同仲裁廷には事案を審理し決定を下す管轄権があると判断し、船主には契約上も不法行為上も、Erg またはその被保険者に対する法的責任はないと認めました。多くの場合は、用船契約のロンドン仲裁条項に従って、ロンドンの仲裁人からなる仲裁廷が下した決定をもって一連の裁判は結末を迎えますが、Erg の保険会社は、シチリア島での訴訟を継続したのです。結果的に、この訴訟と、ロンドンでの仲裁を優先し、訴訟の中止に関して英国の裁判所の力添えを得

ようとした船主の努力が、過去の記事で取り上げた欧州司法裁判所の判決を招いたのです。

船主は、自らに有利な仲裁判断を得たことから、その仲裁判断を判決として執行する許可を英国の高等法院に求めたところ、執行許可が与えられ、判決が記録されました。つまり、Erg の保険会社にとっては、自らに不利な判決が有効となったということです。保険会社は、たとえシチリア島での自らの訴訟がうまくいっていたとしても、自らの有する担保権は英国の法律と管轄権の対象となり、そのため船主がシチリアの裁判所のいかなる判決も英国裁判所の判決で無効にすることができるという事態に直面していたことでしょう。Erg の保険会社は、仲裁判断を判決として執行するという高等法院の命令を取り下げるよう申し立てましたが、これは（その命令を出した裁判官とは別の裁判官により）却下されました。

Erg の保険会社は、この敗北を受け入れず、高等法院の判決を控訴院に上訴し、その判決が 2012 年 1 月 24 日に出されました<sup>3</sup>。

### 上訴

結局、3 名の控訴院裁判官は、仲裁判断が否定的な宣言（つまり、勝った当事者は相手方当事者に対する法的責任がないということ）である場合、1996 年仲裁法の下では、裁判所は仲裁判断の条件において判決を記録する権限を有すると判断しました。この際、特に 1996 年仲裁法第 66 条に重点が置かれました。同法第 66 条には次の記載があります。

<sup>1</sup> West Tankers Inc. 対 Allianz SPA and Generali Assicurazione Generali SPA 事件

<sup>2</sup> 以下の掲載記事を参照してください。Gard News194 号「The FRONT COMOR – The European Court of Justice decision(FRONT COMOR 号事件– 欧州司法裁判所の判決)」、Gard News193 号「The slow death of English maritime law?(英国の海事法は徐々になくなる?)」

<sup>3</sup> West Tankers Inc. 対 Allianz SpA and Generali Assicurazione Generali SPA 事件 (FRONT COMOR 号事件)([2012]EWCA Civ 27)

「1. 仲裁合意に従って仲裁廷が出した仲裁判断は、裁判所の許可を得ることにより、同じ趣旨の判決または裁判所命令と同一の方法で執行することができる。  
2. そのような許可が与えられた場合、判決は、仲裁判断の条件にて記録することができる。」

「執行」という用語をどう解釈すべきかについて、多くの議論が行われました。Ergの保険会社は、宣言判決、特に否定的な宣言判決（誰に対しても何かを行うことを求めないもの）は、（行動が何ら要求されず、必要ともされていないため）「執行」しうるものではないと述べました。船主は、この解釈はあまりにも字句通りの解釈であると主張しました。船主の見解では、仲裁法第66条の目的は、仲裁手続をサポートすることのほか、仲裁判断を執行するために訴訟を提起させることではなく、仲裁判断の遵守を確保するためのより単純な手続を定めることにあります。とりわけ、英国の仲裁判断は仲裁法第58条に基づいて自動的に拘束力を生じるという理由から、「承認」と「執行」の区別は英国の仲裁判断では重要ではないというのが船主の主張でした。

控訴院は、この船主の意見に同意し、上訴を棄却しました。控訴院は、第66条を適用する際には、船主が主張するように、より広義の解釈を適用するべきであると判断しました。

主判決を述べた裁判官は、「コモンロー上は、自らに有利な宣言的な仲裁判断を得た仲裁当事者は、仲裁判断についての訴訟を提起することができ、裁判所は適切と判断する場合、同じ条件による宣言を行うことができる。後者の可能性は第66条第4項で明示されているものの、第66条の本来の目的は、仲裁判断についての訴訟の提起に代わるより単純な方法を提供することだといえる。私は、適切な事案において、仲裁判断についての訴訟によっ

て達成しうるのと同じ方法で、仲裁判断を執行する許可を裁判所がなぜ与えないかが理解できないので、仲裁判断の条件で判決を記録する許可を与える」と述べました。

## まとめ

ロンドンでの仲裁を定めた契約の当事者である一方で、他のEU加盟国において同じ事案の訴訟に直面し、かつ抵触するような判決を受けられるリスクを負っている人々にとっては、この判決は重要なツールになるはずで

この記事の作成にあたり、FRONT COMOR号の船主と保険会社の弁護士である Ince & Co.のご助力に感謝いたします。